

◆◆関東地方整備局の動き◆◆

1. “地域インフラ” サポートプラン関東 2017 について

～建設業が取り組む「働き方改革」を支援する整備局独自のプランを公表します～

関東地方整備局 企画部

“地域インフラ” サポートプラン関東 2017 の 3 つの柱と 16 の取組は以下の通りです。

I. 担い手の確保・育成

1. 『週休 2 日チャレンジサイト』を開設【新規】
2. 『セーフティサポートニュース』の配信(安全支援ニュースの配信)【新規・継続】
3. 未来の建設業を支える入札・契約方式の実施【継続】
4. 担い手確保を目指す「現場見学会」の開催支援【継続】
5. 技術者の誇りを示す銘板設置拡充【新規】

II. 生産性の向上(i-Construction)

6. ICT 施工技術の推進【新規・拡大】
7. 『発注者ナビ』の配信【新規】
8. 『工事関係書類スリム化ガイド』の発行【新規】
9. 『工事一時中止の手引き』の発行【新規】
10. 平準化を目指した計画的発注【継続】
11. 「発注見通し」統合を 1 都 8 県で展開【拡大】
12. 入札・契約手続きの事務負担軽減【継続】
13. 工事に直結する設計業務の品質を確保【継続】

III. 建設現場の魅力発信

14. 『“地域インフラ” サポートプラン関東』フェイスブックページを開設【新規】
15. 建設技術展示館リニューアル【新規】
16. 『技術者スピリッツ』の対象技術者を拡大【拡大】


* 【新規】は、今後新たに開始する取組であり、詳細が決まり次第、適宜お知らせいたします。

※ 詳しくは、本文資料(PDF)別添資料と以下のホームページをご覧ください。

“地域インフラ” サポートプラン関東 2017

<http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/index00000023.html>

参考資料

[本文資料\(PDF\)](#)  [1544 KB]

詳しくは、関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kikaku_00000514.html

2. 「利根川水系利根川・江戸川河川整備計画【大臣管理区間】」の変更について

関東地方整備局 河川部
利根川上流河川事務所
利根川下流河川事務所
江戸川河川事務所
高崎河川国道事務所

国土交通省関東地方整備局では、「利根川水系利根川・江戸川河川整備計画」の変更に向けた取組を進めてきました。

このたび、「利根川水系利根川・江戸川河川整備計画【大臣管理区間】」を平成29年9月27日に変更しましたので、お知らせいたします。

変更した「利根川水系利根川・江戸川河川整備計画【大臣管理区間】」(本文資料(PDF)別添)は、関東地方整備局ホームページに掲載しています。

また、「利根川水系利根川・江戸川河川整備計画(変更案)」について、河川法第16条の2第5項に基づき、関係都県知事のご意見をお聴きしており、これについても、あわせて関東地方整備局ホームページにお示ししています。

- ◆国土交通省関東地方整備局ホームページ <http://www.ktr.mlit.go.jp/>
→河川→社会資本整備→河川整備基本方針、整備計画→利根川水系河川整備計画
→利根川水系利根川・江戸川河川整備計画→利根川水系利根川・江戸川河川整備計画【大臣管理区間】(平成29年9月変更)
<http://www.ktr.mlit.go.jp/river/shihon/index00000017.html>

参考資料

[本文資料\(PDF\)](#)  [7047 KB]

詳しくは、関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/river_00000359.html

3. 平成29年夏 関東の渇水状況をとりとめました

関東地方整備局 河川部
独立行政法人 水資源機構

今年は1月から6月の降水量が関東全域で平年に比べ少なく、この少雨の影響により、荒川、渡良瀬川、鬼怒川、那珂川、久慈川で渇水の対策をとりました。

特に荒川では、平成9年以来、20年振りの取水制限を実施しました。

平成29年夏の関東管内直轄河川における渇水の状態をとりとまとめ、渇水による影響を

緩和するために行っていた様々な取り組みについてお知らせいたします。

なお、日々のダムの貯水状況はインターネットにより、下記 URL からご確認いただけます。

★関東地方の上流ダム群等の貯水状況(関東地方整備局ホームページ)★

URL : <http://www.ktr.mlit.go.jp/river/shihon/index00000010.html>

参考資料

[本文資料\(PDF\)](#)  [2435 KB]

詳しくは、関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/river_00000362.html

4. 「多様な生きものでつながる地域づくりシンポジウム」を開催します ～水辺からはじまるコウノトリ・トキも暮らす関東の持続可能な地域を目指して～

関東エコロジカル・ネットワーク推進協議会
(事務局) 関東地方整備局 河川部

「関東エコロジカル・ネットワーク推進協議会」では、河川・水田等が果たす生物多様性の価値に着目し、コウノトリ・トキをシンボルとした水辺環境の保全・再生とともに、地域振興や防災・減災を図ることにより、関東広域・多様な主体の連携のもとで魅力的な地域づくりを進めています。

本シンポジウムでは、これまでの取組を振り返るとともに、自然と共生したまちづくりや更なる広域連携の必要性・重要性をふまえ、これからの推進に向けた方策を探ります。

1. 日 時 : 平成 29 年 11 月 14 日(火) 13 時 00 分～16 時 30 分
2. 会 場 : 東京都美術館 講堂(シンポジウム)、上野動物園(エクスカーション)、上野恩賜公園ポケットパーク(地域づくり展示コーナー)
3. 内 容 : ○シンポジウム
基調講演「コウノトリと共に暮らす関東の地域づくり」
国立科学博物館 館長 林 良 博 氏
取組紹介 関東エコロジカル・ネットワーク推進協議会、自治体、NPO・企業等
○エクスカーション
「上野動物園でコウノトリを知ろう！」
○地域づくり展示コーナー
「多様な生きものでつながる地域づくりコーナー」
4. 申込方法 : 添付の開催チラシをご覧ください。

参考資料

[本文資料\(PDF\)](#)  [464 KB]

詳しくは、関東地方整備局ホームページをご覧ください。

http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/river_00000361.html

5. カスリーン台風から70年目を迎え『カスリーン台風70年シンポジウム ～未来の川・地域づくりへのメッセージ～』を開催します！

関東地方整備局 河川部

今年、利根川や荒川等の堤防が決壊し、未曾有の大災害となった昭和22年のカスリーン台風から70年という節目の年を迎えます。当時の大災害を振り返り、改めて水害の恐ろしさ、防災・減災の重要性を再認識すると共に、豊かな利根川・荒川流域の恵みを未来の世代に引き継いでいくために、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都の一都五県、水資源機構、関東地方整備局から構成される「カスリーン台風70年実行委員会」は、『カスリーン台風70年シンポジウム』を開催します。

1. 開催日時

平成29年11月25日(土)

開場・受付 13時00分／開会 14時00分／閉会 16時30分

2. 開催場所

東京国立博物館 平成館大講堂 (東京都台東区上野公園13-9)

定員 350名(先着順)／入場無料

3. プログラム

- ・『利根川・荒川流域宣言2017』の発表
- ・話題提供①『カスリーン台風の被害とその後の治水事業』
- ・話題提供②『命を守る気象情報～大雨に備える～』
- ・パネルディスカッション『平成・カスリーン台風の襲来に備えて』
～水災害・いつか来る「その時」、命を守るために～

※ シンポジウム申し込み方法は、本文資料(PDF)別紙のとおりです。

参考資料

[本文資料\(PDF\)](#)  [848 KB]

詳しくは、関東地方整備局ホームページをご覧ください。

http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/river_00000363.html

6. 「道の駅」 駐車場に情報提供システムを導入 ～道の駅「やちよ」において試行開始～

関東地方整備局 道 路 部

道の駅「やちよ」において、駐車場情報提供システムを導入し、VICS 対応カーナビによる駐車場の満空情報提供の試行を開始します。

道の駅「やちよ」は国道 16 号に面し、平成 9 年に開駅以来、新鮮な農産物や地産地消グルメを求めて多くの人で賑わっており、特に休日は駐車場が満車状態になります。

本システムの導入により、道の駅「やちよ」にある 2 箇所の駐車場それぞれの満空状況を VICS 対応カーナビでリアルタイムに確認することが可能となり、駐車場利用の分散による利便性の向上が期待されます。

開始日時：平成 29 年 9 月 30 日(土) 9 時から

実施箇所：道の駅やちよ(千葉県八千代市)
・八千代ふるさとステーション駐車場
・やちよ農業交流センター駐車場

実施内容：駐車場の満空情報をカーナビ(VICS)にて公開
・本情報は、大型車の利用は対象外となります。

※ VICS とは、カーナビに交通情報を提供するシステムです。

参考資料

[本文資料\(PDF\)](#)  [252 KB]

詳しくは、関東地方整備局ホームページをご覧ください。

http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/road_00000181.html

7. もっと詳しく“道の駅”を知ろう！～取り組みを紹介するパネル展を開催～

千葉国道事務所

国土交通省では、「道の駅」を経済の好循環を地方に行き渡らせる成長戦略の強力なツールと位置づけるとともに、地方創生に資する小さな拠点の形成を目指した取り組みを支援しています。

また、「道の駅」と大学等の連携により、観光振興や地域づくりを学ぶ学生の育成や、若者との交流による「道の駅」の新たな価値を創造する取り組みを進めています。

千葉国道事務所では、このような「道の駅」の取り組みについて、広く一般の方にご理解いただくため、以下のとおりパネル展を開催します。

- ◆開催場所 R357 STREET ACTION 会場内展示ブース
(千葉市役所前の国道 357 号トンネル上部)
- ◆開催期間 平成 29 年 10 月 28 日(土)、29(日)
- ◆開催時間 10 時 00 分～16 時 00 分

※ R357 STREET ACTION の詳細については、本文資料(PDF)別紙をご覧ください。

参考資料

[本文資料\(PDF\)](#)  [2997 KB]

詳しくは、関東地方整備局ホームページをご覧ください。

http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/chiba_00000258.html

8. 11 月は「建設業取引適正化推進月間」です

関東地方整備局 建 政 部

建設業における取引の適正化については、従来から、建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)の厳正かつ適正な運用により、法令の遵守指導等を通じ、その推進を図ってきたところですが、

しかしながら、依然として建設業の請負契約における不適切な取引が見受けられることから、建設業の健全な発達を促進するため、建設業取引の適正化をより一層推進する必要があります。

このため、平成 29 年度においても、11 月を「建設業取引適正化推進月間」として、建設業の取引適正化に関し集中的に法令遵守に関する活動を行うこととしています。

関東地方整備局においても管内都県と連携を図り、広報活動、講習会の開催、立入検査等の取り組みを行います。

参考資料

[本文資料\(PDF\)](#)  [99 KB]

詳しくは、関東地方整備局ホームページをご覧ください。

http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kensan_00000050.html

9. ～子どもたちが描く「未来のさいたま新都心」～ 『さいたま新都心小学生絵画展 2017』を開催します！

関東地方整備局 営繕部

関東地方整備局営繕部は「公共建築の日」及び「公共建築月間」のイベントとして「さいたま新都心小学生絵画展 2017」を開催します。今年で 17 回目の開催になります。

小学校 55 校から応募のありました作品 876 点全てを展示します。公共建築に関するイベントとして「公共建築パネル展」、ストローを使った体験工作「ストローハウス」など、お子様向けイベントもたくさんご用意しております。

ご来場を心からお待ちしています。なお入場は無料です。

○開催日：平成 29 年 11 月 4 日(土)～11 月 5 日(日)

10 時 00 分～16 時 30 分(最終日は 15 時 30 分まで)

○会場：さいたま新都心合同庁舎 2 号館エントランスロビー

○表彰式：11 月 5 日(日)11 時 00 分～ 2 号館 2 階エントランスロビー 特設会場

※「公共建築の日」及び「公共建築月間」とは、建物の 4 本の「柱」のイメージと国会議事堂の完成(昭和 11 年 11 月)などから 11 月 11 日が「公共建築の日」、11 月が「公共建築月間」となりました。公共建築の果たす役割を国民のみなさまに広く知っていただくため、毎年 11 月に全国各地で様々なイベントが開催されます。

参考資料

[本文資料\(PDF\)](#)  [2275 KB]

詳しくは、関東地方整備局ホームページをご覧ください。

http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/eizen_00000027.html

10. 近代横浜港の整備に大きな役割を果たしている京浜港ドックが 【土木学会選奨土木遺産】に認定されました！

関東地方整備局 港湾空港部
京浜港湾事務所

国土交通省関東地方整備局が所有する「京浜港ドック」(横浜市神奈川区)が、平成 29 年度の土木学会選奨土木遺産に認定(9 月 25 日)されました。

京浜港ドックは、港湾整備に必要なコンクリート構造物を製作するために 1926 年(大正 15)に完成したドライドックである。横浜港第 3 期拡張工事(大正 11 年～昭和 21 年)において、大型ケーソンや鉄筋コンクリート円環構造物、L 型ブロックを大量に製作し、外国貿易を行なう近代横浜港としての整備に大きな役割を果たしました。

平成 27 年度より、実物大の模型実験が可能な実証試験フィールドとして、海洋・港湾

に係る新技術の早期実用化に向けて官民共同で研究を推進しており、90年を経過してもなお活躍している施設です。

名 称：京浜港ドック

完成年次：1926(大正15)年4月

形 式：ドライドック方式

所 有：国土交通省 関東地方整備局 京浜港湾事務所

※ 土木学会選奨土木遺産の認定制度とは

土木遺産の顕彰を通じて、歴史的土木構造物の保存に資することを目的として、平成12年度に創設されました。

参考資料

[本文資料\(PDF\)](#)  [602 KB]

詳しくは、関東地方整備局ホームページをご覧ください。

http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/pa_00000223.html

11. 地域インフラサポートプラン ～「技術者スピリッツ」紹介～

関東地方整備局 企画部

関東地方整備局では、年間約1,200件の工事を行っています。私どもは、これまで工事の目的や出来上がった際の効果を中心に広報してきました。建設工事は、いわゆる一品生産です。各現場では、品質が良く、地域の方に末永く使ってもらえるものを作ろうと技術者が日々努力をしています。世界に一つだけの工事に携わる技術者に光をあて、関東地方整備局ホームページ

(<http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/index00000022.html>)にて紹介しています。

(現在、152話まで掲載中)

是非ご覧ください、「喜ばれるものを作る」奮闘する技術者の魅力が伝われば幸いです。

詳しくは、関東地方整備局ホームページをご覧ください。

<http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/index00000022.html>

◆◆国土交通本省の動き◆◆

1. 平成 29 年度 国土交通省 国土技術研究会を開催します

11月13日、14日に開催する国土技術研究会では、地方整備局、地方公共団体、研究機関等により「安全・安心」「活力」「イノベーション」等をテーマとした研究課題の発表を行います。

その他、東京大学の松尾豊准教授の特別講演「建設現場におけるAIの活用」等を予定しています。

国土技術研究会は、国土交通省所管の住宅・社会資本整備行政に係る技術課題等について、本省、特別の機関、地方整備局、北海道開発局、地方航空局、試験研究機関等が連携を図りつつ調査・研究を行い、議論を重ねることにより、技術の向上と行政への反映を図ることを目的として、毎年開催しており、今年で71回目を迎えます。

各研究課題の発表は国土交通省、独立行政法人、地方公共団体等の職員が行い、聴講は一般の方も参加できます。

また、国土技術開発賞や建設技術研究開発助成制度の成果等報告を同時実施します。

詳細は国土交通省HP (<http://www.mlit.go.jp/chosahokoku/giken/index.html>) をご参照ください。

1. 日時 平成29年11月13日(月)、14日(火)(詳細スケジュールはHP参照)
2. 場所 中央合同庁舎2号館 東京都千代田区霞が関2-1-2
3. 概要 11月13日(月)【1日目】
(受付10:30～ 発表11:00～ 終了17:00予定)
自由課題(一般部門、イノベーション部門)、ポスターセッション
国土技術開発賞受賞技術報告
11月14日(火)【2日目】
(受付9:30～ 発表10:00～ 終了16:00予定)
自由課題(アカウントビリティ部門)、ポスターセッション、指定課題
建設技術研究開発助成制度成果報告、特別講演(※1)
4. その他 参加を希望される方は、HPより事前登録(11/6 17:00×切)をお願いします。
<http://www.mlit.go.jp/chosahokoku/giken/index.html>


(※1)


講師：松尾豊氏(東京大学准教授、人工知能研究者)

テーマ：建設現場におけるAIの活用

※今後の国土交通行政における、人工知能(AI)の活用やあり方等をご講演いただく予定です。

添付資料

[報道発表資料](#) (PDF形式) 

[ポスター](#) (PDF形式) 

詳しくは国土交通省ホームページでご覧いただけます。

http://www.mlit.go.jp/report/press/kanbo08_hh_000448.html

2. 訪日外国人の最新の国内での「動き」が分かる FF-Data を公表 ～国籍、交通機関、周遊ルート等の分析に対応～

訪日外国人の国内での移動を分析することができるデータ（FF-Data ; Flow of Foreigners-Data, エフエフデータ）を 2015、16 年の 2 ヶ年分公表します。

観光地のプロモーションを行う際の連携すべき交通事業者や地方公共団体の選定など、インバウンド戦略の立案等に役立ちます。

近年、訪日外国人旅行者数は大幅に増加するとともに、訪問地も多様化していることから、観光に関する対象市場や連携先等の検討にあたっては、訪日外国人の移動の実態を把握することが必要です。

FF-Data はそのような実態把握のエビデンスとして役立つデータであり、このたび最新の動向を把握できる 2015、16 年のデータを公表します。

今回公表するデータでは来訪回数や旅行手配方法（団体/個人）といった新たな項目や複数年を対象とした経年的な分析（2014～16 年）も可能となっています。

1. FF-Data の概要

2017 年 1 月に 2014 年分のデータを初めて公表しました。データの作成にあたっては、「訪日外国人消費動向調査（観光庁）」、「国際航空旅客動態調査（航空局）」等の調査結果を組み合わせ、訪日外国人の年間（四半期別）での国内流動量を推計しました。

2. FF-Data で分析できる内容

都道府県間の流動量、移動の際の利用交通機関、周遊ルートや訪日外国人属性（国籍、目的、来訪回数、旅行手配方法（団体/個人））等の把握、そして流動と国籍など各属性を組み合わせた分析が可能です。

例えば、特定の都道府県に着目した際の隣接県からの流動を、利用交通機関別や国籍別に分析したり（別紙分析例 2～5）、入国空港から出国空港までの訪問地を分析したりできます（別紙分析例 15）。


分析例の詳細は別紙をご参照ください。

3. 公表資料

データの詳細や集計表等の入手方法については、下記 URL からご確認ください。

http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/soukou/sogoseisaku_soukou_fr_000022.html

添付資料

[報道発表資料](#)（PDF 形式）

[データ概要と利用例](#)（PDF 形式）

詳しくは国土交通省ホームページでご覧いただけます。

http://www.mlit.go.jp/report/press/sogo23_hh_000083.html

3. 大規模マンションにおける保育施設の設置を促進します

～国土交通省と厚生労働省連名で通知を発出～

本年6月に発表された「子育て安心プラン」において盛り込まれた「大規模マンションでの保育園の設置促進」に関し、新たな保育施設が必要と見込まれる場合に、開発事業者に対し保育施設の設置を要請すること等について、厚生労働省及び国土交通省の連名により、地方公共団体あてに通知を発出しました。

- 本通知により、容積率緩和の特例措置を活用して建設される大規模マンションについて、新たな保育施設が必要と見込まれる場合には、都市計画の内容等として位置付けられるとともに、地方公共団体から開発事業者に対し、保育施設の設置を要請することとされました。

これにより、今後、大規模マンションにおける保育施設の設置促進が見込まれます。

通知の主なポイント


- ・都市計画の立案時点等から、都市・建築部局と保育部局の連携・情報共有。
- ・新たな保育施設の確保が必要と見込まれる場合に、必要に応じて、都市計画の内容や総合設計制度の許可条件などに反映。
- ・その際、開発事業者に対し、保育施設の確保の必要性を示し、保育施設の設置を要請するとともに、必要に応じてモデル事例を情報提供。
- ・保育施設の容積率特例措置の適用に当たり、将来の需要が減少した場合のために、許容されうる用途変更の範囲をあらかじめ示しておく。

<参考>子育て安心プラン(平成29年6月2日)(抜粋)

○大規模マンションでの保育園の設置促進

- ・容積率緩和の特例措置を活用したマンション建設時の保育施設併設のモデル事例を地方自治体に周知する。
- ・さらに、容積率緩和の特例措置を活用して建設される大規模マンションにおいて保育施設の適切な確保が図られるよう地方自治体に要請する。

添付資料

[報道発表資料](#) (PDF形式) 

詳しくは国土交通省ホームページをご覧ください。

http://www.mlit.go.jp/report/press/toshi07_hh_000116.html

4. 10月20日より「セーフティネット住宅情報提供システム」の運用を開始します！

住宅セーフティネット法改正法が10月25日に施行され、「新たな住宅セーフティネット制度」が本格的に始まります。

これに先だって、国土交通省では10月20日より、住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の情報提供等を行うための「セーフティネット住宅情報提供システム」の運用を開始します。

本年4月に公布された住宅セーフティネット法の改正法が10月25日に施行され、高齢者、低額所得者、子育て世帯等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度など、民間賃貸住宅や空き家を活用した「新たな住宅セーフティネット制度」が本格的に始まります。

これに先だって、国土交通省では、10月20日9時より、住宅セーフティネット法に基づく住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の情報提供等を行うための「セーフティネット住宅情報提供システム」の運用を開始いたします。

※「セーフティネット住宅」とは、住宅セーフティネット法に基づき、都道府県等に登録された、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅をいいます。

※システム上、セーフティネット住宅の情報が提供されるのは、セーフティネット住宅の登録が開始される10月25日以降となります。

■ 「セーフティネット住宅情報提供システム」の機能

- ① 誰でも利用できる機能
 - ・セーフティネット住宅の検索
 - ・セーフティネット住宅の所在地、家賃等の情報の閲覧
- ② セーフティネット住宅の登録をする方又は登録をした方が利用できる機能
 - ・登録データの入力、登録申請書の印刷等
- ③ 都道府県、政令市又は中核市の登録事務の担当者が利用できる機能
 - ・登録データの管理等

■ 「セーフティネット住宅情報提供システム」の利用方法

WEBブラウザのアドレス入力欄に <http://www.safetynet-jutaku.jp> と入力してください。(WEB検索サイトで「セーフティネット住宅情報提供システム」と検索する方法もあります。) ※10月20日9時より運用開始

■ 「セーフティネット住宅情報提供システム」の運営者

一般社団法人すまいづくりまちづくりセンター連合会内
セーフティネット住宅登録事務局 (TEL: 03-5229-7578)

※ 当該システムの操作等については、上記事務局までお問い合わせください。

(参考) 「新たな住宅セーフティネット制度」の開始について

10月25日より「新たな住宅セーフティネット制度」として、以下の取組みが始まります。

国土交通省では、「新たな住宅セーフティネット制度」が円滑に実施され、住宅確保要配慮者が安心して暮らすことができるよう、引き続き、地方公共団体、不動産関係者、福祉関係者等と協力して、セーフティネット住宅の確保や居住支援の充実等に取り組んでまいります。

添付資料

[報道発表資料](#) (PDF 形式) 

詳しくは国土交通省ホームページでご覧いただけます。

http://www.mlit.go.jp/report/press/house03_hh_000116.html

5. 都市公園の樹木の点検・診断に関する指針（案）を策定しました ～樹木の健全な育成とより安全・安心な都市公園に向けて～

国土交通省は、都市公園における樹木の点検・診断の基本的な考え方及び点検・診断を実施する際に配慮すべき基本的な事項についてとりまとめた「都市公園の樹木の点検・診断に関する指針（案）」を策定いたしました。

都市公園は、多様なレクリエーションや自然とのふれあいの場となるほか、都市や地域の防災性の向上、野生生物の生息・生育環境の確保等の多様な機能や効用を有する都市の「みどり」の根幹的な施設です。

一方で、都市公園は、特に高度経済成長期に積極的に整備されたため、多くの樹木は老齢化・大径木化が進行しており、倒伏や落枝による重大な事故等の発生リスクが高まることが懸念されています。

このため、樹木の持つ機能や効用の増進と樹木の安全性の確保を、継続的に両立させていく必要があります。そこで、平成27年4月に示している「公園施設の安全点検に係る指針（案）」のうち、「維持管理段階における樹木の点検」部分に関する別冊として、都市公園における樹木の点検・診断の基本的な考え方、及び点検・診断を実施する際に配慮すべき基本的な事項についてとりまとめた「都市公園の樹木の点検・診断に関する指針（案）」を策定いたしました。


<「都市公園の樹木の点検・診断に関する指針（案）」の入手先>


国土交通省ホームページ

http://www.mlit.go.jp/crd/park/shisaku/ko_shisaku/kobetsu/tenken.html

添付資料

[指針（案）の概要](#) (PDF 形式) 

[指針（案）](#) (PDF 形式) 

[参考資料](#) (PDF 形式) 

詳しくは国土交通省ホームページでご覧いただけます。

http://www.mlit.go.jp/report/press/toshi10_hh_000261.html

6. 土砂災害警戒区域等の指定解除の要件等を全国に発出 ～土砂災害の危険性に応じた適切な土地利用規制等を推進～

国土交通省は9月28日、都道府県における土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の適切な警戒避難体制の整備や土地利用規制の実施を支援するため、土砂災害警戒区域等の指定解除の要件等を明確化し各都道府県に通知しました。

- 平成29年6月に改正した土砂災害防止法に基づき「土砂災害防止対策基本指針※」を平成29年8月10日に変更しました。
- 変更した基本指針では、砂防堰堤等が整備され安全性が高まるなど、指定の条件を満たさなくなった場合には、土砂災害特別警戒区域について速やかに指定を解除することを明記しています。
- 国土交通省は9月28日、土砂災害警戒区域等の適切な警戒避難体制の整備や土地利用規制の実施を支援するため、基本指針を補完するものとして土砂災害警戒区域等の解除等の考え方や要件を明確化し、各都道府県へ通知しました。

※土砂災害防止対策基本指針については、以下の資料をご覧ください。

<http://www.mlit.go.jp/common/001196760.pdf>

<ポイント>

- ・ 土砂災害警戒区域等の解除等のタイミングや確認事項等を明確化（別紙1、別紙2）
- ・ 砂防施設等の整備に伴う部分的な解除の考え方を明確化（別紙3）


<参考>

- ・ 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の概要（参考資料1）
- ・ 土砂災害特別警戒区域の解除事例（参考資料2）

添付資料

[報道発表資料](#)（PDF形式）

[別紙](#)（PDF形式）

[参考資料](#)（PDF形式）

詳しくは国土交通省ホームページでご覧いただけます。

http://www.mlit.go.jp/report/press/sabo01_hh_000050.html

7. 「道路デザイン指針（案）」の改定及び「景観に配慮した道路附属物等ガイドライン」の策定について

景観に配慮した道路のデザインを実施する際に参考とすべき事項をとりまとめた「道路デザイン指針（案）」の改定及び「景観に配慮した道路附属物等ガイドライン」の策定を行いました。

「道路デザイン指針（案）」（平成17年4月策定、以下「指針（案）」）及び「景観に配慮した防護柵の整備ガイドライン」（平成16年3月策定、以下「ガイドライン」）により景観やデザインに配慮した道路整備が一定程度進んできた一方、インバウンド観光の増加等も踏まえて良好な道路の景観形成への要請もますます高まっています。


このため、国土交通省では、「指針（案）」及び「ガイドライン」について、内容の更新や充実が必要な部分の改定を目的に、「道路のデザインに関する検討委員会」（委員長：天野光一 日本大学教授）を本年3月に設置し、検討を進めてまいりました。


検討の結果、「指針（案）」については、道路空間の再構築など時代に合わせた変更等の部分的な改定を行い、「ガイドライン」については、照明、標識柱など道路空間に数多く設置される道路附属物等が道路景観に与える影響の大きさに鑑み、防護柵以外の道路附属物等も対象とするなど全面改定するかたちで「景観に配慮した道路附属物等ガイドライン」を策定いたしました。

「道路デザイン指針（案）」及び「景観に配慮した道路附属物等ガイドライン」の入手先
国土交通省ホームページ

http://www.mlit.go.jp/road/ir/ir-council/road_design/index.html

添付資料

[報道発表資料](#)（PDF形式）

[「道路デザイン指針（案）」及び「景観に配慮した道路附属物等ガイドライン」の概要](#)（PDF形式）

詳しくは国土交通省ホームページでご覧いただけます。

http://www.mlit.go.jp/report/press/road01_hh_000896.html

◆◆地域の動き◆◆

～自転車走行空間の整備～

「自転車の街・千葉市を目指して」



千葉市建設局土木部自転車対策課

ちばチャリ・すいすいプラン

本市では、本年7月1日に「千葉市自転車を活用したまちづくり条例」が施行されました。全体的に地形が平坦であることや海辺、谷津田、及び里山などの自然豊かな地域資源に恵まれているという特性を生かし、自転車を活用したまちづくりを推進しているところです。

自転車を活用したまちづくりは、自転車の「活用と利用促進」、「利用環境の整備」及び「交通安全の確保等」の3つの施策で構成されており、その中で、歩道上の歩行者の安全を図るとともに、自転車が安全で快適に車道を通行できる自転車走行空間を創出する走行環境の整備は非常に重要と捉えており、平成25年8月に自転車走行環境整備計画として策定した「ちばチャリ・すいすいプラン」に基づき、自動車の交通状況に応じ整備形態を選定し、普通自転車専用通行帯（自転車レーン）、車道混在などの自転車走行環境の整備を進めています。

同プランでは、概ね30年で市内に約330kmの安全で快適な自転車ネットワークの構築を行うこととしております。これにより都心部で概ね5分以内、郊外部で10分以内の自転車ネットワークへのアクセスを目指しております。

初めの10年間は、実現性が高く早期に効果の発現できる、大規模公園や鉄道駅などを中心とした生活拠点にアクセスする路線75.7kmの整備を進めることとしています。



整備状況

計画延長75.7kmのうち、平成26年度から28年度末までの3年間で、28.6kmの整備が完了し、進捗率は37.8%となっております。



	計画 (km)	実績 (km)	割合 (%)
自転車道	0.0	0.2	
自転車レーン	51.7	14.7	28.4
車道混在	24.0	13.8	57.7
合計	75.7	28.6	37.8

周知・啓発

整備にあたっては、地元の自治会、学校などでの説明会やチラシの配布など自転車走行環境における通行ルールの周知啓発に努めています。

また、整備箇所には、逆走防止や車道通行を促す標識を設置し、自転車利用者へ注意喚起しています。

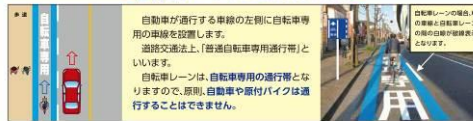
周知・啓発用のチラシ

自転車は軽車両！車道の左側端通行が原則です！

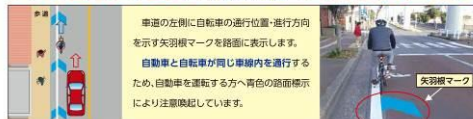
近年、交通事故の総件数は減少する一方、歩道上での歩行者と自転車による事故割合は増加傾向にあります。
千葉市では、道路交通法に即して、自転車が車道の左側を安全かつ快適に通行できるよう自転車走行空間の整備に取り組んでいます。



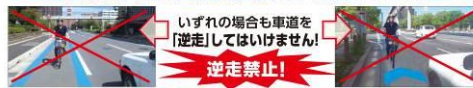
自転車レーン(普通自転車専用通行帯)



車道混在型



自転車は車道の左側端を通行しなければいけません。



- 路上に自転車を駐車されると、自転車の通行の支障となり、たいへん危険となりますのでご注意ください。
- 車道混在型では、自転車専用レーンを行います。ゆとりをもって安全運転心がけてください。
- 自転車は、原則、自転車レーン内を走行することはできません。ただし、例外として緊急車両に準拠をゆるぎ場合や交差点を迂回する場合は自転車レーン内に入ることができます。

全道で平成27年中に自転車乗車中の事故で死亡した572人のうち56.7%が34人が頭部損傷によるものです。自転車乗車中の事故で頭部損傷し死亡する場合は、ヘルメットを着用している場合でも、着用していない場合の1)はなる危険性もあり、ヘルメットは頭部の危険性を大幅に軽減することが知られています。また、着用しているも、事故の衝撃でヘルメットが脱落してしまえば、頭部の危険性は十分にあらわれないことも報告されています。大切な命を守るために、正しく着用してください。(19)

運転が不安な子どもや身体機能が衰える高齢者のみならず、すべての人が自転車に乗る時は「ヘルメット」をきちんと着用しましょう！ (18) 自転車普及推進センター (17) 交通安全センター (16) 交通安全センター (15) 交通安全センター (14) 交通安全センター (13) 交通安全センター (12) 交通安全センター (11) 交通安全センター (10) 交通安全センター (9) 交通安全センター (8) 交通安全センター (7) 交通安全センター (6) 交通安全センター (5) 交通安全センター (4) 交通安全センター (3) 交通安全センター (2) 交通安全センター (1)

法定外標識 【逆走防止】



整備事例

普通自転車専用通行帯(自転車レーン)



市道南町宮崎町線



市道おゆみ野東南部3号線

車道混在



市道千葉港黒砂台線

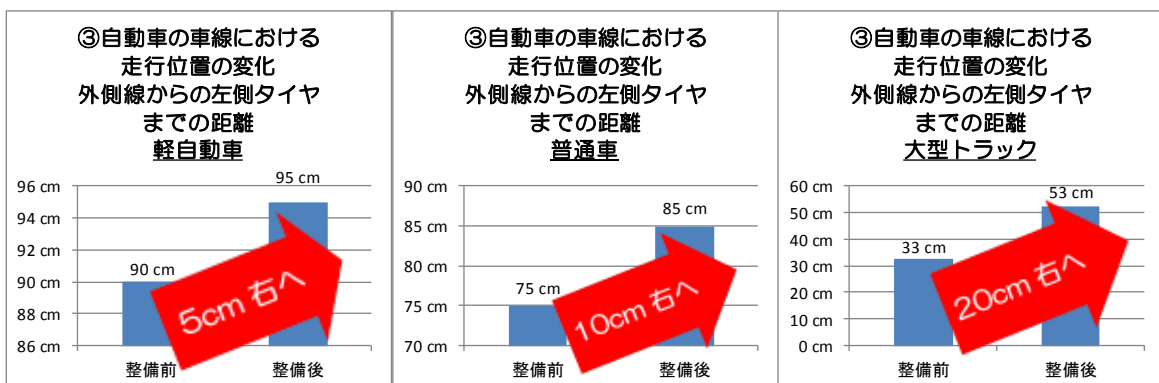
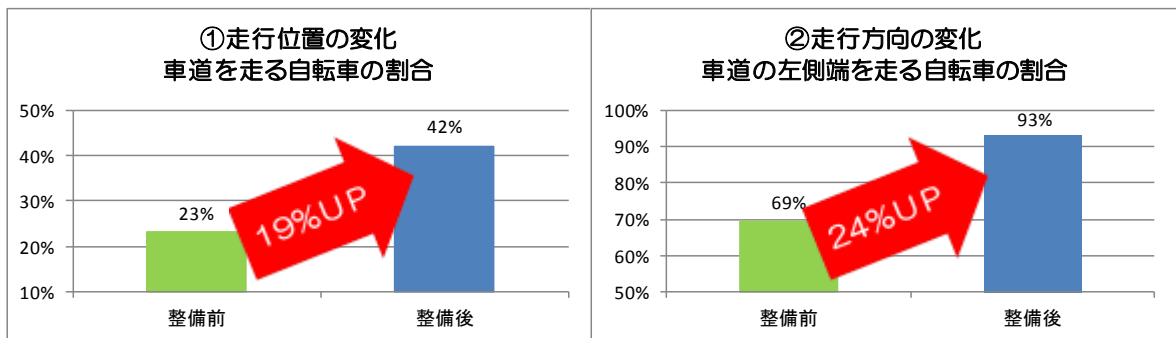


主要地方道浜野四街道長沼線

整備効果

整備が完了した路線について、整備前後の、自転車の①走行位置の変化、②走行方向の変化、③自動車の車線における走行位置の変化について、調査を行いました。

整備後はすべての項目で効果が見られ、安全性などの向上が図られております。



※①②については、H26年度までに完了した6路線、③についてはH26年度に整備した1路線(車道混在)の調査結果です。

平成28年7月に改定された「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」では、自転車専用通行帯の幅員が変わるなど、整備形態の設計基準が変更になりました。そのことにより、「ちばチャリ・すいすいプラン」の整備形態、自転車のネットワーク計画及び整備スケジュールの見直しを検討してまいります。

検討にあたっては、自転車走行環境整備には路面状況も重要な要素であることから、舗装補修の計画を考慮に入れ検討を行う予定です。

また、自転車走行ルールやマナーについて、更なる周知啓発を図るとともに、整備効果について積極的に広報し、安全で快適な自転車走行環境整備を推進してまいります。